

かすみがうら市いじめ防止等に関する条例（案）

【公表資料】

(ページ)

1. 「かすみがうら市いじめ防止等に関する条例」について（概要） 1
2. かすみがうら市いじめ防止等に関する条例（案） 4

## 「かすみがうら市いじめ防止等に関する条例」について（概要）

### I 趣 旨

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）が施行され、その対策について、国及び学校における対策が義務化され、地方公共団体にも地域の実情に応じた基本的な方針の策定などの対策が求められました。国では同年10月に国の基本方針を定め、平成26年3月には県の基本方針が策定されました。

本市では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて学校、地域、家庭が取り組むために、市の取組、学校の取組、家庭、地域の連携及び役割などを**条例**及び**基本方針**としてまとめ、市のいじめ防止活動の推進を図るものです。

### II 概 要

#### 1 いじめの防止のための対策の基本的な考え方（**条例第1条、第4条**）

「条例」及び「基本方針」策定の目的として、児童生徒の健全育成を図り、いじめの無い社会の実現を目指します。また、「基本理念」として、安心して学校生活を送れるよう、学校の内外を問わずいじめが行われず、いじめ問題を関係機関連携のもとに組織的に克服することを目指します。

#### 2 市及び市教育委員会が実施する取組

##### (1) いじめ防止等の取組（**条例第11条**）

いじめの『未然防止』『早期発見』『対応（措置・指導）』についてまとめておき、学校への指導助言など、いじめの対応について市及び教育委員会が取り組むべきことの方針を定めます。

##### (2) いじめ問題等対策連絡協議会の設置（**条例第13条**）

学校、教育委員会、福祉事務所、警察署その他関係機関の連携の推進等を図るため「いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

##### (3) いじめ問題等対策委員会の設置（**条例第14条**）

いじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするための調査研究及びその他の有効な対策に係る審議等を行うため「いじめ問題等対策委員会」を設置します。

#### 3 学校が実施する取組

##### (1) 学校基本方針の策定（**条例第12条**）

いじめ防止対策推進法により国、県、市の基本方針を参酌し、いじめに問題に対する方針を策定します。

##### (2) いじめ防止等の対策のための組織の設置（**条例第15条**）

学校におけるいじめ防止等に関する措置が実行的に行われるよう学校内にいじめ防止等の対策のための組織を設置します。

#### 4 重大事態の対応

##### (1) 重大事態の発生と調査（条例第16条、第17条）

「生命、心身又は財産に重大な被害」について、いじめを受ける児童生徒の状況に着目し判断する等、重大事態の定義について規定し、重大事態と思われる案件が発生した際には、学校は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はその事案が重大事態であると判断したときは調査を行うための『調査委員会』を設置し調査を実施します。また、学校又は教育委員会は児童生徒及び保護者へ適切な情報提供を行うとともに市長へ調査結果の報告を行います。なお、調査委員会はいじめ問題等対策委員会が兼ねることになります。

##### (2) 市長による再調査（条例第18条）

重大事態が発生し、教育委員会等が調査した結果について報告を受け、市長が必要であると認めるときは、調査を行う機関『再調査委員会』を設置し再調査を行うものとします。

#### 5 家庭、保護者、地域との連携及び役割等

##### (1) 家庭の役割（条例第8条）

家庭の役割として、保護者は保護する子がいじめを行うことが無いよう努め、また、いじめを受けた場合には適切に保護し、市、教育委員会、学校が講ずるいじめの防止のための措置に協力するよう努めることとしています。

##### (2) 地域の役割（条例第9条）

地域と学校の情報の共有、地域活動を通じての連携や、環境づくり、声掛け、見守りによる未然防止や早期対応などいじめ防止等に向けた地域の取組に努めることとしています。

#### 6 その他

##### (1) いじめの禁止（条例第3条）

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

##### (2) 財政上の措置（条例第10条）

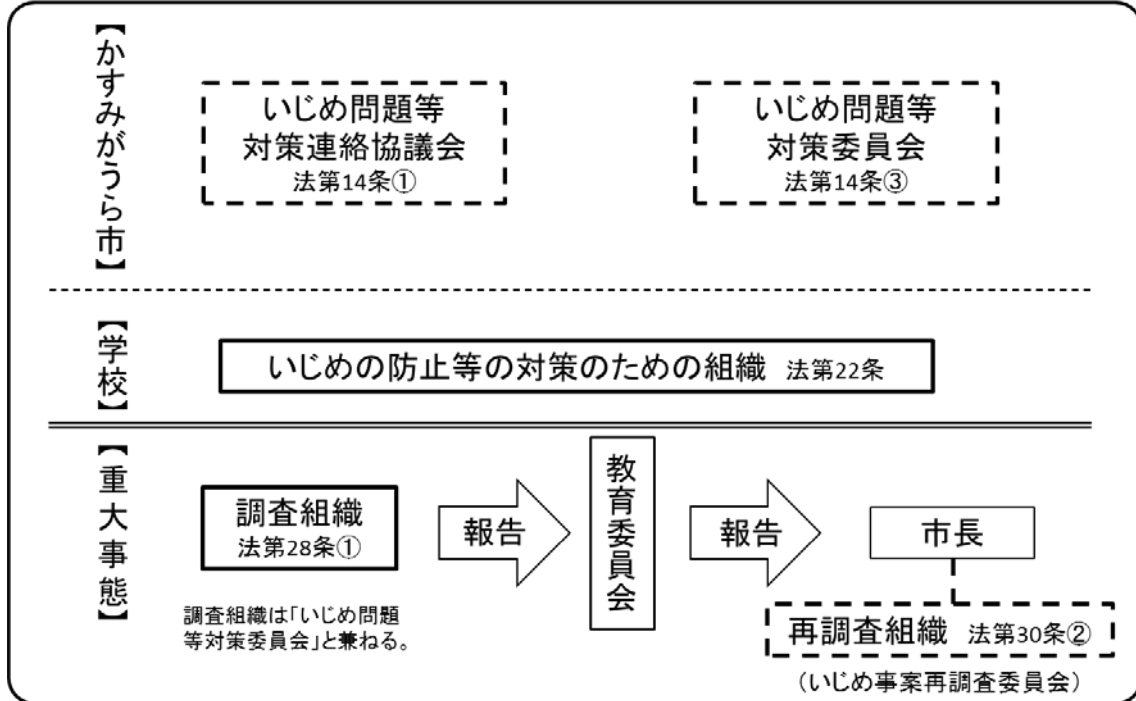
いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政措置その他の必要な措置を講じるよう努めるものとします。

### Ⅲ 条例施行日

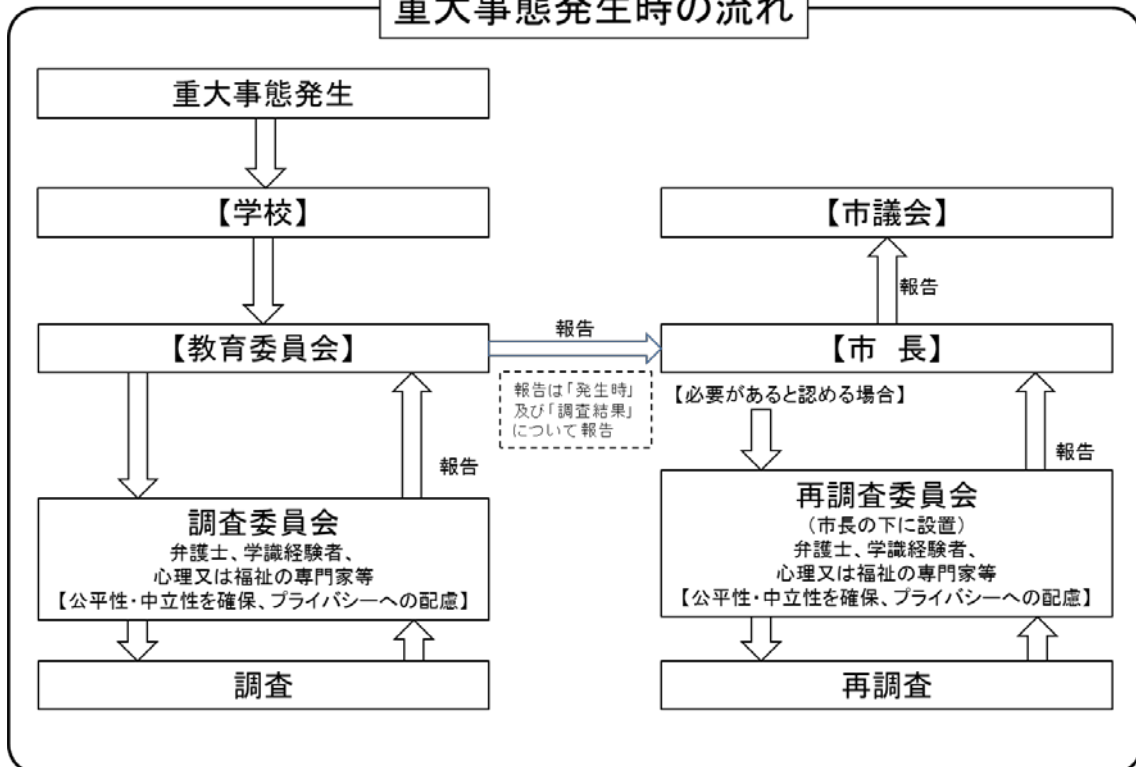
平成27年4月1日

## 組織設置のイメージ

実線は法律上必須の組織。点線は法律上任意設置の組織。



## 重大事態発生時の流れ



平成26年かすみがうら市条例第 号

かすみがうら市いじめ防止等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、人間として絶対に許されない行為であり、いじめ根絶は、社会全体で取り組むべき喫緊の課題であることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）に係る基本的な方針を定め、本市、学校及び保護者の責務並びに地域及び児童生徒の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等の施策の基本となる事項を定めることにより、児童生徒が互いに認め合い、支え合いながら、安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- （2） 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

- (3) 市立学校 かすみがうら市立学校設置条例（平成17年かすみがうら市条例第73号）第1条の規定に基づき設置された小学校及び中学校をいう。
- (4) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (6) 住民 本市の区域内に居住し又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (7) 事業者 本市の区域内で事業活動を行う個人、団体又は法人をいう。

（いじめの禁止）

第3条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

（基本理念）

第4条 本市は、次のとおり基本理念を定め、いじめの防止等の対策に取り組む。

- (1) 全ての児童生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することが無いよう、いじめが決して許されない行為であること等について、児童生徒が十分に理解できるようにする。
- (3) 本市、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下に、いじめの問題を組織的に克服する。

（市の責務）

第5条 本市は、前条に規定する基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国及び茨城県の方針等を参酌し、本市の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育委員会の責務）

第6条 かすみがうら市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、第4条

に規定する基本理念にのっとり、市立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(市立学校及び市立学校の教職員の責務)

第7条 市立学校及び市立学校の教職員は、第4条に規定する基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、本市、教育委員会及び市立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する市立学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(住民及び事業者の役割)

第9条 住民及び事業者は、地域において児童生徒に対する見守り、声掛け等を行い、児童生徒が安心して生活することができる環境をつくるよう努めるものとする。

2 住民及び事業者は、いじめを受けた児童生徒を発見し、又は児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、これを当該児童生徒が在籍

する学校、教育委員会、本市又は関係機関等に通報するよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第10条 本市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市いじめ防止基本方針)

第11条 本市は、法第12条に規定するいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、かすみがうら市いじめ防止基本方針(以下「市いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第12条 市立学校は、法第11条のいじめ防止基本方針、市いじめ防止基本方針等を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(かすみがうら市いじめ問題等対策連絡協議会)

第13条 本市は、法第14条第1項の規定により、いじめの防止等に関係する機関及び関係団体と連携を図るため、教育委員会に、かすみがうら市いじめ問題等対策連絡協議会を置く。

(かすみがうら市いじめ問題等対策委員会)

第14条 教育委員会は、法第14条第3項の規定により、いじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため、かすみがうら市いじめ問題等対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置くものとする。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、教育委員会へ答申する。

(1) 市いじめ防止基本方針に基づき、本市におけるいじめの防止等のための施策を実効的に行うようにするための調査研究その他の有効な対策に係る審議を行うこと。



(2) 法第28条第1項に規定する調査を実施すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、本市のいじめの防止等に関し必要な事項

3 対策委員会は、委員5人以内をもって組織し、いじめの防止等に関し知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第15条 市立学校は、法第22条の規定により、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構築されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(市立学校又は教育委員会による対処)

第16条 市立学校又は教育委員会は、法第28条第1項各号に掲げる重大事態(以下「重大事態」という。)に対処し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(市立学校に係る対処)

第17条 市立学校は、重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて、その旨を市長に報告しなければならない。

2 教育委員会は、法第30条第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(かすみがうら市いじめ事案再調査委員会)

第18条 市長は、法第30条第2項に規定する附属機関として、かすみがうら市いじめ事案再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置くものとする。

2 再調査委員会は、法第28条第1項の規定する重大事態の調査の結果について、市長が再調査の必要があると認めるときは、調査結果についての調査を行うものとする。

3 第14条第3項から第5項までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、同条第3項中「対策委員会」とあるのは「再調査委員会」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。